資料３

総政企第192号
平成28年７月26日

統計委員会委員長
西　村　清　彦　殿

総務大臣
山　本　早　苗

諮問第91号
小売物価統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年７月１日付け総統物第97号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第２項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料３の別添】

総統物第97号
平成28年7月1日

総務大臣　殿

総務大臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第１項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

小売物価統計調査

主管部課	統計局統計調査部消費統計課物価統計室
事務担当者	風間　政和　　電話　03（5273）1179 e-mail: w-bukka@soumu.go.jp

総務省政策統括官 受 28.7.-4 付 第156

別紙

申　請　事　項　記　載　書

1　調査の名称　小売物価統計調査

2　変更の内容

変更案

別表１

	品　　目	調査区分
【動向編】（略）		
【構造編】		
5	うるち米　食パン　あんパン　カレーパン　干しうどん　カップ麺　たらこ　しらす干し　揚げかまぼこ　ちくわ　牛肉　豚肉　鶏肉　ハム　ソーセージ　牛乳　鶏卵　干しのり　わかめ　こんぶ　豆腐　油揚げ　納豆　こんにゃく　梅干し　だいこん漬　こんぶつくだ煮　食用油　しょう油　みそ　砂糖　マヨネーズ　ビスケット　キャンデー　せんべい　チョコレート　ポテトチップス　おにぎり　サラダコロッケ　緑茶　清酒　焼酎　ビール　発泡酒　ビール風アルコール飲料　ラップ　ティシュペーパー　トイレットペーパー　台所用洗剤　洗濯用洗剤　ドリンク剤　化粧石けん　歯磨き　整髪料　化粧水(カウンセリングを除く。)	調査員調査品目
6	うるち米　豚肉　コロッケ　清酒　ラップ　洗濯用洗剤　ドリンク剤　紙おむつ　整髪料	調査員調査品目
7	ヨーグルト　しょう油　ルームエアコン　台所用洗剤　男子用靴下　婦人用ソックス　テレビ　携帯型オーディオプレーヤー　電気かみそり	調査員調査品目

変更前

別表１

	品　　目	調査区分
【動向編】（略）		
【構造編】		
5	うるち米　食パン　あんパン　カレーパン　干しうどん　カップ麺　たらこ　揚げかまぼこ　ちくわ　かまぼこ　牛肉　豚肉　鶏肉　ハム　ソーセージ　牛乳　ヨーグルト　鶏卵　干しのり　こんぶ　納豆　こんにゃく　梅干し　こんぶつくだ煮　食用油　しょう油　みそ　砂糖　マヨネーズ　ビスケット　キャンデー　せんべい　チョコレート　アイスクリーム　ポテトチップス　ゼリー　おにぎり　サラダ　コロッケ　インスタントコーヒー　清酒　焼酎　ビール　発泡酒　ビール風アルコール飲料　ラップ　ティシュペーパー　トイレットペーパー　台所用洗剤　洗濯用洗剤　化粧石けん　歯磨き　ヘアコンディショナー　ボディーソープ　整髪料　化粧水(カウンセリングを除く。)	調査員調査品目
6	うるち米　豚肉　コロッケ　ビール　ティシュペーパー　洗濯用洗剤　ドリンク剤　紙おむつ　シャンプー	調査員調査品目
7	中華麺　ヨーグルト　ルームエアコン　洗濯用洗剤　男子用靴下　婦人用ソックス　テレビ　携帯型オーディオプレーヤー　家庭用ゲーム機	調査員調査品目

変更理由

選定基準に基づき、調査品目を見直し

（案）

小売物価統計調査に関する調査計画（変更後）

1　調査の名称

小売物価統計調査

2　調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯

4　報告を求める者

（1）数

【動向編】

約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯

【構造編（地域別）】

約 500 事業所

【構造編（店舗形態別）】

約 1,000 事業所

【構造編（銘柄別）】

約 15 事業所

（2）選定の方法（□全数　■無作為抽出　■有意抽出）

【動向編】

ア　無作為抽出

別表１の２の項に掲げる品目「民営家賃」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ　有意抽出

（ア）別表１の１の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から

当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（イ）別表１の３の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（ウ）別表１の４の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（地域別）】

別表１の５の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表１の６の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表１の７の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（３）報告義務者

ア　「民営家賃」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。

イ　別表１に掲げる品目のうち「民営家賃」以外の品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。

ウ　報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

（２）基準となる期日又は期間

以下の品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難い場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

ア　別表１の１の項、５の項、６の項及び７の項（以下「調査員調査品目（民営家賃を除く。）」という。）

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の５日、12 日及び 22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ　民営家賃

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

ウ　都道府県調査品目

毎月の 12 日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の５日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

エ　総務省調査品目

毎月の 12 日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の 12 日を含む週の日曜日

6　報告を求めるために用いる方法

（１）調査組織

ア　調査員調査品目（民営家賃を除く。）　総務省－都道府県－統計調査員－報告者

イ　民営家賃　総務省－都道府県－統計調査員－報告者

ウ　都道府県調査品目　総務省－都道府県－報告者

エ　総務省調査品目　総務省－報告者

（２）調査方法（■調査員調査　□郵送調査　□オンライン調査　■その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア　調査の方法

（ア）調査員調査

①　調査員調査品目（民営家賃を除く。）

前記５（１）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

②　民営家賃

a　前記５（１）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b　調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、a の方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

（イ）その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記５（１）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

また、別表１の１の項、２の項、５の項、６の項及び７の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣が執行することができる。

（ウ）電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

（ア）及び（イ）に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ　統計調査員

（ア）統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

（イ）（ア）にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

（ウ）（ア）及び（イ）にかかわらず、特別の事情により調査員が（ア）の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

７　報告を求める期間

（１）調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編（地域別）】

隔月（奇数月）

【構造編（店舗形態別、銘柄別）】

隔月（偶数月）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

６（２）ア（ウ）に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出さ

れたものとみなす。

8　集計事項

次の事項について集計する。

【動向編】

（1）調査品目の価格

主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）

全国統一価格品目の価格

主要品目の年平均価格（市町村別）

（2）消費者物価指数

ア　基本分類指数

全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数

イ　財・サービス分類指数

全国、東京都区部の指数

ウ　世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数

全国の指数

【構造編（地域別）】

（1）調査品目の価格

年平均価格（市町村別）

（2）地域差指数

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

【構造編（店舗形態別）】

動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）

【構造編（銘柄別）】

主要銘柄の年平均価格（東京都区部）

9　調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表２）。

10　使用する統計基準

使用する場面がないため、統計基準は使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

書　　類　　名	保存期間	保　存　責　任　者
調　　査　　票	3　年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永　年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録	永　年	総務省統計局長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別表１

品　　目			調査区分
【動向編】			
	上位品目	調査品目	
1	米	うるち米	調査員調査品目
		もち米	
	食パン	同左	
	その他のパン	あんパン	
		カレーパン	
	生うどん・そば	ゆでうどん	
	乾うどん・そば	干しうどん	
	スパゲッティ	同左	
	即席麺・カップ麺	カップ麺	
	中華麺	同左	
	ゆで沖縄そば	同左	
	小麦粉	同左	
	もち	同左	
	さけ	同左	
	たこ	同左	
	えび	同左	
	あさり・しじみ	あさり	
	ほたて貝	同左	
	塩さけ	同左	
	たらこ	同左	
	しらす干し	同左	
	干しあじ	同左	
	その他の塩干魚介	煮干し	
		ししゃも	
		いくら	
	揚げかまぼこ	同左	
	ちくわ	同左	
	かまぼこ	同左	
	かつお節・削り節	かつお節	
	その他の魚介加工品	塩辛	
	魚介漬物	同左	
	魚介つくだ煮	同左	
	魚介缶詰	同左	
	牛肉	同左	
	豚肉	同左	
	鶏肉	同左	
	ハム	同左	
	ソーセージ	同左	
	ベーコン	同左	
	ポーク缶詰	同左	
	牛乳	同左	
	粉ミルク	同左	
	バター	同左	
	チーズ	同左	
	ヨーグルト	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
卵	鶏卵	
もやし	同左	
さつまいも	同左	
じゃがいも	同左	
さといも	同左	
にんじん	同左	
ごぼう	同左	
その他の根菜	ながいも	
	しょうが	
生しいたけ	同左	
えのきたけ	同左	
しめじ	同左	
干ししいたけ	同左	
干しのり	同左	
わかめ	同左	
こんぶ	同左	
その他の乾物・海藻	ひじき	
豆腐	同左	
油揚げ・がんもどき	油揚げ	
納豆	同左	
こんにゃく	同左	
梅干し	同左	
だいこん漬	同左	
こんぶつくだ煮	同左	
はくさい漬	同左	
その他の野菜の漬物	キムチ	
その他の野菜・海藻加工品	野菜缶詰	
グレープフルーツ	同左	
オレンジ	同左	
キウイフルーツ	同左	
果物加工品	果物缶詰	
食用油	同左	
マーガリン	同左	
食塩	同左	
しょう油	同左	
みそ	同左	
砂糖	同左	
酢	同左	
ソース	同左	
ケチャップ	同左	
マヨネーズ・マヨネーズ風調味料	マヨネーズ	
ドレッシング	同左	
ジャム	同左	
カレールウ	同左	
乾燥スープ	同左	
風味調味料	同左	
つゆ・たれ	同左	
ふりかけ	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
その他の調味料	合わせ調味料	
	パスタソース	
ようかん	同左	
まんじゅう	同左	
その他の和生菓子	だいふく餅	
カステラ	同左	
ケーキ	同左	
その他の洋生菓子	シュークリーム	
	ロールケーキ	
プリン	同左	
ビスケット	同左	
キャンデー	同左	
せんべい	同左	
チョコレート・チョコレート菓子	チョコレート	
その他の菓子	落花生	
	チューインガム	
アイスクリーム類・氷菓	アイスクリーム	
スナック菓子	ポテトチップス	
ゼリー	同左	
弁当	同左	
調理パン	同左	
おにぎり	同左	
その他の主食的調理食品	冷凍調理ピラフ	
	調理パスタ	
	調理ピザパイ	
すし（弁当）	同左	
うなぎかば焼き	同左	
その他の調理食品	焼き魚	
	煮豆	
	きんぴら	
	焼豚	
	調理カレー	
	混ぜごはんのもと	
サラダ	同左	
コロッケ	同左	
豚カツ	同左	
天ぷら・フライ	からあげ	
やきとり	同左	
冷凍調理食品	冷凍調理コロッケ	
	冷凍調理ハンバーグ	
ぎょうざ・しゅうまい	ぎょうざ	
緑茶	同左	
紅茶	同左	
茶飲料	同左	
コーヒー	インスタントコーヒー	
	コーヒー豆	
コーヒー飲料・ココア・ココア飲料（セルフ式を除く。）	コーヒー飲料	

品　　目		調査区分
【動向編】		
果実・野菜飲料	果実飲料	
	野菜ジュース	
炭酸飲料	同左	
スポーツドリンク	同左	
ミネラルウォーター	同左	
その他の飲料	豆乳	
清酒	同左	
焼酎	同左	
チューハイ・カクテル	チューハイ	
ビール	同左	
発泡酒・ビール風アルコール飲料	発泡酒	
	ビール風アルコール飲料	
ウイスキー	同左	
ワイン	同左	
日本そば・うどん（外食）	うどん（外食）	
	日本そば（外食）	
中華そば（外食）	同左	
沖縄そば（外食）	同左	
その他の麺類（外食）	スパゲッティ（外食）	
すし（外食）	同左	
和食（外食）	天丼（外食）	
	カレーライス（外食）	
	牛丼（外食）	
	豚カツ定食（外食）	
	しょうが焼き定食（外食）	
中華食（外食）	ぎょうざ（外食）	
ハンバーガー（外食）	同左	
洋食（外食）	ハンバーグ（外食）	
その他の主食的外食（ドーナツを除く。）	ピザパイ（配達）	
	サンドイッチ（外食）	
焼肉（外食）	同左	
喫茶代	コーヒー（外食）	
飲酒飲食代	ビール（外食）	
	やきとり（外食）	
設備器具	システムバス	
	温水洗浄便座	
	給湯機	
	システムキッチン	
	カーポート	
修繕材料	同左	
畳替え代	同左	
その他の工事費	ふすま張替費	
	大工手間代	
	駐車場工事費	
	壁紙張替費	
外壁・塀等工事費	塀工事費	
	外壁塗装費	
給排水関係工事費	水道工事費	

品　　目		調査区分
【動向編】		
植木・庭手入れ代	植木職手間代	
プロパンガス	同左	
灯油	同左	
炊事用電気器具	電気炊飯器	
電子レンジ	同左	
炊事用ガス器具	ガステーブル	
電気冷蔵庫	同左	
電気掃除機	同左	
電気洗濯機	同左	
エアコンディショナ	ルームエアコン	
ストーブ・温風ヒーター	温風ヒーター	
その他の冷暖房用器具	空気清浄機	
たんす	整理だんす	
食器戸棚	同左	
食堂セット	同左	
その他の室内装備品	室内時計	
照明器具	同左	
敷物	カーペット	
カーテン	同左	
ベッド	同左	
布団	同左	
毛布	同左	
敷布	同左	
その他の寝具類	布団カバー	
茶わん・皿・鉢	茶わん	
	皿	
その他の食卓用品	台所用密閉容器	
	水筒	
鍋・やかん	鍋	
	フライパン	
その他の台所用品	スポンジたわし	
電球・ランプ	同左	
タオル	同左	
その他の家事雑貨	マット	
	物干し用ハンガー	
ポリ袋・ラップ	ラップ	
	ポリ袋	
その他の家事用消耗品	キッチンペーパー	
ティシュペーパー	同左	
トイレットペーパー	同左	
台所・住居用洗剤	台所用洗剤	
洗濯用洗剤	同左	
柔軟仕上剤	同左	
殺虫・防虫剤	殺虫剤	
	防虫剤	
芳香・消臭剤	同左	
家事代行料	同左	
婦人用着物	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
婦人用帯	同左	
背広服	同左	
男子用上着	同左	
男子用ズボン	同左	
男子用コート	同左	
男子用学校制服	同左	
婦人服	婦人用スーツ	
	ワンピース	
スカート	同左	
婦人用スラックス	同左	
婦人用コート	同左	
婦人用上着	同左	
女子用学校制服	同左	
子供服	男児用ズボン	
	女児用スカート	
乳児服	同左	
ワイシャツ	同左	
その他の男子用シャツ	男子用スポーツシャツ	
男子用セーター	同左	
ブラウス	同左	
その他の婦人用シャツ	婦人用Ｔシャツ	
婦人用セーター	同左	
子供用シャツ・セーター	子供用Ｔシャツ	
男子用下着	男子用シャツ	
	男子用パンツ	
男子用寝巻き	男子用パジャマ	
婦人用ファンデーション	ブラジャー	
その他の婦人用下着	婦人用ショーツ	
	ランジェリー	
子供用下着・寝巻き	子供用シャツ	
帽子	同左	
ネクタイ	同左	
男子用靴下	同左	
婦人用ストッキング	同左	
婦人用ソックス	同左	
その他の被服	ベルト	
マフラー・スカーフ	マフラー	
男子靴	同左	
婦人靴	同左	
運動靴	同左	
子供靴	同左	
サンダル	同左	
その他の履物	スリッパ	
洗濯代	同左	
被服・履物修理代	履物修理代	
被服賃借料	同左	
感冒薬	同左	
その他の医薬品	鼻炎薬	

品　　目		調査区分
【動向編】		
	漢方薬	
胃腸薬	同左	
栄養剤	ビタミン剤	
	ドリンク剤	
外傷・皮膚病薬	皮膚病薬	
その他の外用薬	はり薬	
	目薬	
保健用消耗品	入浴剤	
	生理用ナプキン	
	マスク	
	コンタクトレンズ用剤	
眼鏡	同左	
その他の保健医療用品・器具	血圧計	
	補聴器	
	サポーター	
紙おむつ	同左	
コンタクトレンズ	同左	
マッサージ料金等	マッサージ料金	
自転車	同左	
自動車燃料	ガソリン	
自動車等部品	自動車タイヤ	
	自動車バッテリー	
自動車等関連用品	カーナビゲーション	
自動車等整備費	自動車整備費	
	自動車オイル交換料	
年極・月極駐車場借料	車庫借料	
その他の駐車場借料	駐車料金	
その他の自動車等関連サービス（自動車免許手数料及びロードサービスを除く。）	洗車代	
その他の通信機器	固定電話機	
携帯電話機	同左	
テレビ	同左	
携帯型音楽・映像用機器	携帯型オーディオプレーヤー	
ビデオレコーダー・プレーヤー	ビデオレコーダー	
カメラ	同左	
ビデオカメラ	同左	
書斎・学習用机・椅子	学習用机	
パーソナルコンピュータ	同左	
プリンタ	同左	
その他の教養娯楽用耐久財	電子辞書	
筆記・絵画用具	ボールペン	
ノート・紙製品	ノートブック	
その他の文房具	はさみ	
その他の教養娯楽用品	プリンタ用インク	
その他の運動用具	グローブ	
	テニスラケット	
	釣ざお	

品　　目		調査区分
【動向編】		
	競技用靴	
ゴルフ用具	ゴルフクラブ	
スポーツ用品	トレーニングパンツ	
	水着	
その他の玩具	人形	
	玩具自動車	
	組立玩具	
家庭用ゲーム機	同左	
ゲームソフト等	ゲームソフト	
音楽・映像収録済メディア（音楽を除く。）	ビデオソフト	
園芸用品	園芸用肥料	
	園芸用土	
園芸用植物	鉢植え	
ペットフード	同左	
その他の愛玩動物関連サービス	ペット美容院代	
その他の愛玩動物・同用品	ペットトイレ用品	
電池	同左	
音楽・映像用未使用メディア	記録型ディスク	
	メモリーカード	
講習料	同左	
その他のスポーツ施設使用料（ゴルフ）	ゴルフ練習料金	
スポーツクラブ使用料	フィットネスクラブ使用料	
写真撮影・プリント代	写真プリント代	
教養娯楽賃借料	ビデオソフトレンタル料	
その他の入場・ゲーム代（特殊法人を除く。）	カラオケルーム使用料	
動物病院代	獣医代	
その他の理美容代	エステティック料金	
	ヘアカラーリング代	
理髪料	同左	
パーマネント代	同左	
カット代	同左	
理美容用電気器具	電気かみそり	
歯ブラシ	同左	
浴用・洗顔石けん	化粧石けん	
	洗顔料	
	ボディーソープ	
シャンプー	同左	
歯磨き	同左	
ヘアコンディショナー・ヘアトリートメント	ヘアコンディショナー	
ヘアカラーリング剤	同左	
整髪・養毛剤	整髪料	
	養毛剤	
化粧クリーム（カウンセリングを除く。）	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	化粧水（カウンセリングを除く。）	同左	
	ファンデーション（カウンセリングを除く。）	同左	
	口紅（カウンセリングを除く。）	同左	
	乳液（カウンセリングを除く。）	同左	
	傘	同左	
	通学用かばん	同左	
	バッグ（輸入ブランド品を除く。）	同左	
	旅行用かばん	同左	
	装身具	指輪	
	腕時計	同左	
	その他の身の回り用品	ハンカチーフ	
	まぐろ	同左	調査員調査品目 （うち一部の生鮮食品等）
	あじ	同左	
	いわし	同左	
	かつお	同左	
	さば	同左	
	さんま	同左	
	たい	同左	
	ぶり	同左	
	いか	同左	
	かき（貝）	同左	
	キャベツ	同左	
	ほうれんそう	同左	
	はくさい	同左	
	ねぎ	同左	
	レタス	同左	
	ブロッコリー	同左	
	その他の葉茎菜	アスパラガス	
	だいこん	同左	
	たまねぎ	同左	
	れんこん	同左	
	さやまめ	えだまめ	
		さやいんげん	
	かぼちゃ	同左	
	きゅうり	同左	
	なす	同左	
	トマト	同左	
	ピーマン	同左	
	その他の野菜	にがうり	
	とうが	同左	
	りんご	同左	
	みかん	同左	
	その他の柑きつ類	しらぬひ	
	梨	同左	
	ぶどう	同左	
	柿	同左	
	桃	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	すいか	同左	
	メロン	同左	
	いちご	同左	
	その他の果物	さくらんぼ	
	バナナ	同左	
	切り花	同左	
2	民営家賃	同左	調査員調査品目
3	学校給食	同左	都道府県調査品目
	公営家賃（公的住宅）	同左	
	上下水道料	水道料	
		下水道料	
	清掃代	同左	
	診療代（国民健康保険）	同左	
	出産入院料	同左	
	人間ドック等受診料	人間ドック受診料	
	その他の保健医療サービス	予防接種料	
	バス代	同左	
	タクシー代	同左	
	その他の自動車等関連サービス（自動車免許手数料）	自動車免許手数料	
	授業料等	ＰＴＡ会費	
		中学校授業料	
		高等学校授業料	
		大学授業料	
		短期大学授業料	
		専修学校授業料	
	幼児教育費用	幼稚園保育料	
	補習教育	補習教育（中学校）	
		補習教育（小学校）	
		補習教育（高校・予備校）	
	新聞代（地方・ブロック紙）	同左	
	宿泊料	同左	
	自動車教習料	同左	
	ケーブルテレビ受信料	同左	
	ゴルフプレー料金	同左	
	その他のスポーツ施設使用料（ゴルフを除く。）	プール使用料	
		ボウリングゲーム代	
	文化施設入場料（公立）	同左	
	温泉・銭湯入浴料	入浴料	
	その他の諸雑費（公的手数料）	行政証明書手数料	
		パスポート取得料	
	保育費用	保育所保育料	
4	コーヒー飲料・ココア・ココア飲料（セルフ式）	コーヒー飲料（セルフ式）	総務省調査品目
	乳酸菌飲料（配達）	同左	
	その他の主食的外食（ドーナツ）	ドーナツ（外食）	
	フライドチキン（外食）	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	公営家賃(独立行政法人都市再生機構)	同左	
	火災・地震保険料	同左	
	電気代	同左	
	都市ガス代	同左	
	リサイクル料金	同左	
	家具・家事用品関連サービス	モップレンタル料	
	健康保持用摂取品	同左	
	診療代（国民健康保険によるものを除く。）	同左	
	鉄道運賃	同左	
	航空運賃	同左	
	自動車等	乗用車	
	レンタカー・カーシェアリング料金	レンタカー料金	
	その他の自動車等関連サービス（ロードサービス）	ロードサービス料	
	有料道路料	同左	
	自動車保険料	同左	
	郵便料	信書送達料	
	通信料	同左	
	運送料	同左	
	学習参考教材	同左	
	教科書	同左	
	楽器	ピアノ	
	音楽・映像収録済メディア（音楽）	コンパクトディスク	
	新聞代（全国紙）	同左	
	雑誌・週刊誌	月刊誌	
		週刊誌	
	書籍	辞書	
		単行本	
	パック旅行費	外国パック旅行費	
	放送受信料	同左	
	映画・演劇等入場料	映画観覧料	
		演劇観覧料	
	スポーツ観覧料	サッカー観覧料	
		プロ野球観覧料	
	遊園地入場・乗物代	テーマパーク入場料	
	文化施設入場料（独立行政法人）	同左	
	インターネット接続料	同左	
	その他の教養娯楽サービス	ウェブコンテンツ利用料	
	化粧クリーム（カウンセリング）	同左	
	化粧水（カウンセリング）	同左	
	ファンデーション（カウンセリング）	同左	
	口紅（カウンセリング）	同左	
	乳液（カウンセリング）	同左	
	バッグ(輸入ブランド品)	同左	
	たばこ	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	介護サービス	介護料	
	その他の諸雑費（公的手数料を除く。）	振込手数料	
		警備料	
	非貯蓄型保険料	傷害保険料	
【構造編】			
5	うるち米　食パン　あんパン　カレーパン　干しうどん　カップ麺　たらこ　しらす干し　揚げかまぼこ　ちくわ　牛肉　豚肉　鶏肉　ハム　ソーセージ　牛乳　鶏卵　干しのり　わかめ　こんぶ　豆腐　油揚げ　納豆　こんにゃく　梅干し　だいこん漬　こんぶつくだ煮　食用油　しょう油　みそ　砂糖　マヨネーズ　ビスケット　キャンデー　せんべい　チョコレート　ポテトチップス　おにぎり　サラダ　コロッケ　緑茶　清酒　焼酎　ビール　発泡酒　ビール風アルコール飲料　ラップ　ティシュペーパー　トイレットペーパー　台所用洗剤　洗濯用洗剤　ドリンク剤　化粧石けん　歯磨き　整髪料　化粧水（カウンセリングを除く。）		調査員調査品目
6	うるち米　豚肉　コロッケ　清酒　ラップ　洗濯用洗剤　ドリンク剤　紙おむつ　整髪料		調査員調査品目
7	ヨーグルト　しょう油　ルームエアコン　台所用洗剤　男子用靴下　婦人用ソックス　テレビ　携帯型オーディオプレーヤー　電気かみそり		調査員調査品目

別表２

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
【動向編】 （調査品目の価格） ●主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市） ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。 追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の４月末日まで		
（消費者物価指数） ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数 ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数 ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、ほかは、原則として、調査月の翌月の末日まで （年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は３月分と同時）		
【構造編（地域別）】 （調査品目の価格） ●年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の６月末日まで		

（地域差指数） ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数			
【構造編（店舗形態別）】 ●動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）			
【構造編（銘柄別）】 ●主要銘柄の年平均価格（東京都区部）			

（現行）

小売物価統計調査に関する調査計画

1　調査の名称

小売物価統計調査

2　調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯

4　報告を求める者

（1）数

【動向編】

約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯

【構造編（地域別）】

約 500 事業所

【構造編（店舗形態別）】

約 1,000 事業所

【構造編（銘柄別）】

約 15 事業所

（2）選定の方法（□全数　■無作為抽出　■有意抽出）

【動向編】

ア　無作為抽出

別表１の２の項に掲げる品目「民営家賃」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ　有意抽出

（ア）別表１の１の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から

当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（イ）別表１の３の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（ウ）別表１の４の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（地域別）】

別表１の５の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表１の６の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表１の７の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

（３）報告義務者

ア　「民営家賃」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。

イ　別表１に掲げる品目のうち「民営家賃」以外の品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。

ウ　報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

（２）基準となる期日又は期間

以下の品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難い場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

ア　別表１の１の項、５の項、６の項及び７の項（以下「調査員調査品目（民営家賃を除く。）」という。）

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の５日、12 日及び 22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ　民営家賃

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

ウ　都道府県調査品目

毎月の 12 日を含む週の金曜日。ただし、宿泊料については、毎月の５日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

エ　総務省調査品目

毎月の 12 日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の 12 日を含む週の日曜日

6　報告を求めるために用いる方法

（１）調査組織

ア　調査員調査品目（民営家賃を除く。）　総務省－都道府県－統計調査員－報告者

イ　民営家賃　総務省－都道府県－統計調査員－報告者

ウ　都道府県調査品目　総務省－都道府県－報告者

エ　総務省調査品目　総務省－報告者

（２）調査方法（■調査員調査　□郵送調査　□オンライン調査　■その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア　調査の方法

（ア）調査員調査

①　調査員調査品目（民営家賃を除く。）

前記５（１）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

②　民営家賃

a　前記５（１）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b　調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、a の方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

（イ）その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記５（１）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

また、別表１の１の項、２の項、５の項、６の項及び７の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）のうち、総務大臣が指定するものについては、総務大臣が執行することができる。

（ウ）電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

（ア）及び（イ）に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ　統計調査員

（ア）統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

（イ）（ア）にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

（ウ）（ア）及び（イ）にかかわらず、特別の事情により調査員が（ア）の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

７　報告を求める期間

（１）調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編（地域別）】

隔月（奇数月）

【構造編（店舗形態別、銘柄別）】

隔月（偶数月）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

６（２）ア（ウ）に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出さ

れたものとみなす。

8　集計事項

次の事項について集計する。

【動向編】

（1）調査品目の価格

主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）

全国統一価格品目の価格

主要品目の年平均価格（市町村別）

（2）消費者物価指数

ア　基本分類指数

全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数

イ　財・サービス分類指数

全国、東京都区部の指数

ウ　世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数

全国の指数

【構造編（地域別）】

（1）調査品目の価格

年平均価格（市町村別）

（2）地域差指数

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

【構造編（店舗形態別）】

動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）

【構造編（銘柄別）】

主要銘柄の年平均価格（東京都区部）

9　調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表２）。

10　使用する統計基準

使用する場面がないため、統計基準は使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

書　　類　　名	保存期間	保　存　責　任　者
調　　査　　票	3　年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永　年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録	永　年	総務省統計局長

12　立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

別表１

品　　目			調査区分
【動向編】			
	上位品目	調査品目	
1	米	うるち米	調査員調査品目
		もち米	
	食パン	同左	
	その他のパン	あんパン	
		カレーパン	
	生うどん・そば	ゆでうどん	
	乾うどん・そば	干しうどん	
	スパゲッティ	同左	
	即席麺・カップ麺	カップ麺	
	中華麺	同左	
	ゆで沖縄そば	同左	
	小麦粉	同左	
	もち	同左	
	さけ	同左	
	たこ	同左	
	えび	同左	
	あさり・しじみ	あさり	
	ほたて貝	同左	
	塩さけ	同左	
	たらこ	同左	
	しらす干し	同左	
	干しあじ	同左	
	その他の塩干魚介	煮干し	
		ししゃも	
		いくら	
	揚げかまぼこ	同左	
	ちくわ	同左	
	かまぼこ	同左	
	かつお節・削り節	かつお節	
	その他の魚介加工品	塩辛	
	魚介漬物	同左	
	魚介つくだ煮	同左	
	魚介缶詰	同左	
	牛肉	同左	
	豚肉	同左	
	鶏肉	同左	
	ハム	同左	
	ソーセージ	同左	
	ベーコン	同左	
	ポーク缶詰	同左	
	牛乳	同左	
	粉ミルク	同左	
	バター	同左	
	チーズ	同左	
	ヨーグルト	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
卵	鶏卵	
もやし	同左	
さつまいも	同左	
じゃがいも	同左	
さといも	同左	
にんじん	同左	
ごぼう	同左	
その他の根菜	ながいも	
	しょうが	
生しいたけ	同左	
えのきたけ	同左	
しめじ	同左	
干ししいたけ	同左	
干しのり	同左	
わかめ	同左	
こんぶ	同左	
その他の乾物・海藻	ひじき	
豆腐	同左	
油揚げ・がんもどき	油揚げ	
納豆	同左	
こんにゃく	同左	
梅干し	同左	
だいこん漬	同左	
こんぶつくだ煮	同左	
はくさい漬	同左	
その他の野菜の漬物	キムチ	
その他の野菜・海藻加工品	野菜缶詰	
グレープフルーツ	同左	
オレンジ	同左	
キウイフルーツ	同左	
果物加工品	果物缶詰	
食用油	同左	
マーガリン	同左	
食塩	同左	
しょう油	同左	
みそ	同左	
砂糖	同左	
酢	同左	
ソース	同左	
ケチャップ	同左	
マヨネーズ・マヨネーズ風調味料	マヨネーズ	
ドレッシング	同左	
ジャム	同左	
カレールウ	同左	
乾燥スープ	同左	
風味調味料	同左	
つゆ・たれ	同左	
ふりかけ	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
その他の調味料	合わせ調味料	
	パスタソース	
ようかん	同左	
まんじゅう	同左	
その他の和生菓子	だいふく餅	
カステラ	同左	
ケーキ	同左	
その他の洋生菓子	シュークリーム	
	ロールケーキ	
プリン	同左	
ビスケット	同左	
キャンデー	同左	
せんべい	同左	
チョコレート・チョコレート菓子	チョコレート	
その他の菓子	落花生	
	チューインガム	
アイスクリーム類・氷菓	アイスクリーム	
スナック菓子	ポテトチップス	
ゼリー	同左	
弁当	同左	
調理パン	同左	
おにぎり	同左	
その他の主食的調理食品	冷凍調理ピラフ	
	調理パスタ	
	調理ピザパイ	
すし（弁当）	同左	
うなぎかば焼き	同左	
その他の調理食品	焼き魚	
	煮豆	
	きんぴら	
	焼豚	
	調理カレー	
	混ぜごはんのもと	
サラダ	同左	
コロッケ	同左	
豚カツ	同左	
天ぷら・フライ	からあげ	
やきとり	同左	
冷凍調理食品	冷凍調理コロッケ	
	冷凍調理ハンバーグ	
ぎょうざ・しゅうまい	ぎょうざ	
緑茶	同左	
紅茶	同左	
茶飲料	同左	
コーヒー	インスタントコーヒー	
	コーヒー豆	
コーヒー飲料・ココア・ココア飲料（セルフ式を除く。）	コーヒー飲料	

品　　目		調査区分
【動向編】		
果実・野菜飲料	果実飲料	
	野菜ジュース	
炭酸飲料	同左	
スポーツドリンク	同左	
ミネラルウォーター	同左	
その他の飲料	豆乳	
清酒	同左	
焼酎	同左	
チューハイ・カクテル	チューハイ	
ビール	同左	
発泡酒・ビール風アルコール飲料	発泡酒	
	ビール風アルコール飲料	
ウイスキー	同左	
ワイン	同左	
日本そば・うどん（外食）	うどん（外食）	
	日本そば（外食）	
中華そば（外食）	同左	
沖縄そば（外食）	同左	
その他の麺類（外食）	スパゲッティ（外食）	
すし（外食）	同左	
和食（外食）	天丼（外食）	
	カレーライス（外食）	
	牛丼（外食）	
	豚カツ定食（外食）	
	しょうが焼き定食（外食）	
中華食（外食）	ぎょうざ（外食）	
ハンバーガー（外食）	同左	
洋食（外食）	ハンバーグ（外食）	
その他の主食的外食（ドーナツを除く。）	ピザパイ（配達）	
	サンドイッチ（外食）	
焼肉（外食）	同左	
喫茶代	コーヒー（外食）	
飲酒飲食代	ビール（外食）	
	やきとり（外食）	
設備器具	システムバス	
	温水洗浄便座	
	給湯機	
	システムキッチン	
	カーポート	
修繕材料	同左	
畳替え代	同左	
その他の工事費	ふすま張替費	
	大工手間代	
	駐車場工事費	
	壁紙張替費	
外壁・塀等工事費	塀工事費	
	外壁塗装費	
給排水関係工事費	水道工事費	

品　　目		調査区分
【動向編】		
植木・庭手入れ代	植木職手間代	
プロパンガス	同左	
灯油	同左	
炊事用電気器具	電気炊飯器	
電子レンジ	同左	
炊事用ガス器具	ガステーブル	
電気冷蔵庫	同左	
電気掃除機	同左	
電気洗濯機	同左	
エアコンディショナ	ルームエアコン	
ストーブ・温風ヒーター	温風ヒーター	
その他の冷暖房用器具	空気清浄機	
たんす	整理だんす	
食器戸棚	同左	
食堂セット	同左	
その他の室内装備品	室内時計	
照明器具	同左	
敷物	カーペット	
カーテン	同左	
ベッド	同左	
布団	同左	
毛布	同左	
敷布	同左	
その他の寝具類	布団カバー	
茶わん・皿・鉢	茶わん	
	皿	
その他の食卓用品	台所用密閉容器	
	水筒	
鍋・やかん	鍋	
	フライパン	
その他の台所用品	スポンジたわし	
電球・ランプ	同左	
タオル	同左	
その他の家事雑貨	マット	
	物干し用ハンガー	
ポリ袋・ラップ	ラップ	
	ポリ袋	
その他の家事用消耗品	キッチンペーパー	
ティシュペーパー	同左	
トイレットペーパー	同左	
台所・住居用洗剤	台所用洗剤	
洗濯用洗剤	同左	
柔軟仕上剤	同左	
殺虫・防虫剤	殺虫剤	
	防虫剤	
芳香・消臭剤	同左	
家事代行料	同左	
婦人用着物	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
婦人用帯	同左	
背広服	同左	
男子用上着	同左	
男子用ズボン	同左	
男子用コート	同左	
男子用学校制服	同左	
婦人服	婦人用スーツ	
	ワンピース	
スカート	同左	
婦人用スラックス	同左	
婦人用コート	同左	
婦人用上着	同左	
女子用学校制服	同左	
子供服	男児用ズボン	
	女児用スカート	
乳児服	同左	
ワイシャツ	同左	
その他の男子用シャツ	男子用スポーツシャツ	
男子用セーター	同左	
ブラウス	同左	
その他の婦人用シャツ	婦人用Ｔシャツ	
婦人用セーター	同左	
子供用シャツ・セーター	子供用Ｔシャツ	
男子用下着	男子用シャツ	
	男子用パンツ	
男子用寝巻き	男子用パジャマ	
婦人用ファンデーション	ブラジャー	
その他の婦人用下着	婦人用ショーツ	
	ランジェリー	
子供用下着・寝巻き	子供用シャツ	
帽子	同左	
ネクタイ	同左	
男子用靴下	同左	
婦人用ストッキング	同左	
婦人用ソックス	同左	
その他の被服	ベルト	
マフラー・スカーフ	マフラー	
男子靴	同左	
婦人靴	同左	
運動靴	同左	
子供靴	同左	
サンダル	同左	
その他の履物	スリッパ	
洗濯代	同左	
被服・履物修理代	履物修理代	
被服賃借料	同左	
感冒薬	同左	
その他の医薬品	鼻炎薬	

品　　目		調査区分
【動向編】		
	漢方薬	
胃腸薬	同左	
栄養剤	ビタミン剤	
	ドリンク剤	
外傷・皮膚病薬	皮膚病薬	
その他の外用薬	はり薬	
	目薬	
保健用消耗品	入浴剤	
	生理用ナプキン	
	マスク	
	コンタクトレンズ用剤	
眼鏡	同左	
その他の保健医療用品・器具	血圧計	
	補聴器	
	サポーター	
紙おむつ	同左	
コンタクトレンズ	同左	
マッサージ料金等	マッサージ料金	
自転車	同左	
自動車燃料	ガソリン	
自動車等部品	自動車タイヤ	
	自動車バッテリー	
自動車等関連用品	カーナビゲーション	
自動車等整備費	自動車整備費	
	自動車オイル交換料	
年極・月極駐車場借料	車庫借料	
その他の駐車場借料	駐車料金	
その他の自動車等関連サービス（自動車免許手数料及びロードサービスを除く。）	洗車代	
その他の通信機器	固定電話機	
携帯電話機	同左	
テレビ	同左	
携帯型音楽・映像用機器	携帯型オーディオプレーヤー	
ビデオレコーダー・プレーヤー	ビデオレコーダー	
カメラ	同左	
ビデオカメラ	同左	
書斎・学習用机・椅子	学習用机	
パーソナルコンピュータ	同左	
プリンタ	同左	
その他の教養娯楽用耐久財	電子辞書	
筆記・絵画用具	ボールペン	
ノート・紙製品	ノートブック	
その他の文房具	はさみ	
その他の教養娯楽用品	プリンタ用インク	
その他の運動用具	グローブ	
	テニスラケット	
	釣ざお	

品　　目		調査区分
【動向編】		
	競技用靴	
ゴルフ用具	ゴルフクラブ	
スポーツ用品	トレーニングパンツ	
	水着	
その他の玩具	人形	
	玩具自動車	
	組立玩具	
家庭用ゲーム機	同左	
ゲームソフト等	ゲームソフト	
音楽・映像収録済メディア（音楽を除く。）	ビデオソフト	
園芸用品	園芸用肥料	
	園芸用土	
園芸用植物	鉢植え	
ペットフード	同左	
その他の愛玩動物関連サービス	ペット美容院代	
その他の愛玩動物・同用品	ペットトイレ用品	
電池	同左	
音楽・映像用未使用メディア	記録型ディスク	
	メモリーカード	
講習料	同左	
その他のスポーツ施設使用料（ゴルフ）	ゴルフ練習料金	
スポーツクラブ使用料	フィットネスクラブ使用料	
写真撮影・プリント代	写真プリント代	
教養娯楽賃借料	ビデオソフトレンタル料	
その他の入場・ゲーム代（特殊法人を除く。）	カラオケルーム使用料	
動物病院代	獣医代	
その他の理美容代	エステティック料金	
	ヘアカラーリング代	
理髪料	同左	
パーマネント代	同左	
カット代	同左	
理美容用電気器具	電気かみそり	
歯ブラシ	同左	
浴用・洗顔石けん	化粧石けん	
	洗顔料	
	ボディーソープ	
シャンプー	同左	
歯磨き	同左	
ヘアコンディショナー・ヘアトリートメント	ヘアコンディショナー	
ヘアカラーリング剤	同左	
整髪・養毛剤	整髪料	
	養毛剤	
化粧クリーム（カウンセリングを除く。）	同左	

品　　目		調査区分
【動向編】		
化粧水（カウンセリングを除く。）	同左	
ファンデーション（カウンセリングを除く。）	同左	
口紅（カウンセリングを除く。）	同左	
乳液（カウンセリングを除く。）	同左	
傘	同左	
通学用かばん	同左	
バッグ（輸入ブランド品を除く。）	同左	
旅行用かばん	同左	
装身具	指輪	
腕時計	同左	
その他の身の回り用品	ハンカチーフ	
まぐろ	同左	調査員調査品目 （うち一部の生鮮食品等）
あじ	同左	
いわし	同左	
かつお	同左	
さば	同左	
さんま	同左	
たい	同左	
ぶり	同左	
いか	同左	
かき（貝）	同左	
キャベツ	同左	
ほうれんそう	同左	
はくさい	同左	
ねぎ	同左	
レタス	同左	
ブロッコリー	同左	
その他の葉茎菜	アスパラガス	
だいこん	同左	
たまねぎ	同左	
れんこん	同左	
さやまめ	えだまめ	
	さやいんげん	
かぼちゃ	同左	
きゅうり	同左	
なす	同左	
トマト	同左	
ピーマン	同左	
その他の野菜	にがうり	
とうが	同左	
りんご	同左	
みかん	同左	
その他の柑きつ類	しらぬひ	
梨	同左	
ぶどう	同左	
柿	同左	
桃	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	すいか	同左	
	メロン	同左	
	いちご	同左	
	その他の果物	さくらんぼ	
	バナナ	同左	
	切り花	同左	
2	民営家賃	同左	調査員調査品目
3	学校給食	同左	都道府県調査品目
	公営家賃（公的住宅）	同左	
	上下水道料	水道料	
		下水道料	
	清掃代	同左	
	診療代（国民健康保険）	同左	
	出産入院料	同左	
	人間ドック等受診料	人間ドック受診料	
	その他の保健医療サービス	予防接種料	
	バス代	同左	
	タクシー代	同左	
	その他の自動車等関連サービス（自動車免許手数料）	自動車免許手数料	
	授業料等	ＰＴＡ会費	
		中学校授業料	
		高等学校授業料	
		大学授業料	
		短期大学授業料	
		専修学校授業料	
	幼児教育費用	幼稚園保育料	
	補習教育	補習教育（中学校）	
		補習教育（小学校）	
		補習教育（高校・予備校）	
	新聞代（地方・ブロック紙）	同左	
	宿泊料	同左	
	自動車教習料	同左	
	ケーブルテレビ受信料	同左	
	ゴルフプレー料金	同左	
	その他のスポーツ施設使用料（ゴルフを除く。）	プール使用料	
		ボウリングゲーム代	
	文化施設入場料（公立）	同左	
	温泉・銭湯入浴料	入浴料	
	その他の諸雑費（公的手数料）	行政証明書手数料	
		パスポート取得料	
	保育費用	保育所保育料	
4	コーヒー飲料・ココア・ココア飲料（セルフ式）	コーヒー飲料（セルフ式）	総務省調査品目
	乳酸菌飲料（配達）	同左	
	その他の主食的外食（ドーナツ）	ドーナツ（外食）	
	フライドチキン（外食）	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	公営家賃(独立行政法人都市再生機構)	同左	
	火災・地震保険料	同左	
	電気代	同左	
	都市ガス代	同左	
	リサイクル料金	同左	
	家具・家事用品関連サービス	モップレンタル料	
	健康保持用摂取品	同左	
	診療代（国民健康保険によるものを除く。）	同左	
	鉄道運賃	同左	
	航空運賃	同左	
	自動車等	乗用車	
	レンタカー・カーシェアリング料金	レンタカー料金	
	その他の自動車等関連サービス（ロードサービス）	ロードサービス料	
	有料道路料	同左	
	自動車保険料	同左	
	郵便料	信書送達料	
	通信料	同左	
	運送料	同左	
	学習参考教材	同左	
	教科書	同左	
	楽器	ピアノ	
	音楽・映像収録済メディア（音楽）	コンパクトディスク	
	新聞代（全国紙）	同左	
	雑誌・週刊誌	月刊誌	
		週刊誌	
	書籍	辞書	
		単行本	
	パック旅行費	外国パック旅行費	
	放送受信料	同左	
	映画・演劇等入場料	映画観覧料	
		演劇観覧料	
	スポーツ観覧料	サッカー観覧料	
		プロ野球観覧料	
	遊園地入場・乗物代	テーマパーク入場料	
	文化施設入場料（独立行政法人）	同左	
	インターネット接続料	同左	
	その他の教養娯楽サービス	ウェブコンテンツ利用料	
	化粧クリーム（カウンセリング）	同左	
	化粧水（カウンセリング）	同左	
	ファンデーション（カウンセリング）	同左	
	口紅（カウンセリング）	同左	
	乳液（カウンセリング）	同左	
	バッグ(輸入ブランド品)	同左	
	たばこ	同左	

品　　目			調査区分
【動向編】			
	介護サービス	介護料	
	その他の諸雑費（公的手数料を除く。）	振込手数料	
		警備料	
	非貯蓄型保険料	傷害保険料	
【構造編】			
5	うるち米　食パン　あんパン　カレーパン　干しうどん　カップ麺　たらこ　揚げかまぼこ　ちくわ　かまぼこ　牛肉　豚肉　鶏肉　ハム　ソーセージ　牛乳　ヨーグルト　鶏卵　干しのり　こんぶ　納豆　こんにゃく　梅干し　こんぶつくだ煮　食用油　しょう油　みそ　砂糖　マヨネーズ　ビスケット　キャンデー　せんべい　チョコレート　アイスクリーム　ポテトチップス　ゼリー　おにぎり　サラダ　コロッケ　インスタントコーヒー　清酒　焼酎　ビール　発泡酒　ビール風アルコール飲料　ラップ　ティシュペーパー　トイレットペーパー　台所用洗剤　洗濯用洗剤　化粧石けん　歯磨き　ヘアコンディショナー　ボディーソープ　整髪料　化粧水(カウンセリングを除く。）		調査員調査品目
6	うるち米　豚肉　コロッケ　ビール　ティシュペーパー　洗濯用洗剤　ドリンク剤　紙おむつ　シャンプー		調査員調査品目
7	中華麺　ヨーグルト　ルームエアコン　洗濯用洗剤　男子用靴下　婦人用ソックス　テレビ　携帯型オーディオプレーヤー　家庭用ゲーム機		調査員調査品目

別表２

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
【動向編】 （調査品目の価格） ●主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市） ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。 追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の４月末日まで		
（消費者物価指数） ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数 ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数 ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、ほかは、原則として、調査月の翌月の末日まで （年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は３月分と同時）		
【構造編（地域別）】 （調査品目の価格） ●年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の６月末日まで		

（地域差指数） ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数			
【構造編（店舗形態別）】 ●動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）			
【構造編（銘柄別）】 ●主要銘柄の年平均価格（東京都区部）			

小売物価統計調査の実施の必要性等

１．小売物価統計調査の実施の必要性

小売物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第２条第４項に規定する基幹統計である小売物価統計を作成するための調査である。

小売物価統計調査は、小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにするほか、経済施策を的確に推進する上で極めて重要な指標である消費者物価指数を作成し、国民の消費生活に関する経済施策の基礎資料を得るために不可欠である。

２．小売物価統計調査により作成された統計に関する利用実態

①行政上の施策への利用

◆日本銀行が金融政策を判断するための物価指標

◆年金等の給付見直し及び最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料

◆公共料金の上限値を決める際の資料

◆物価連動国債の想定元金額の算出資料

など

②その他

◆都道府県が作成する消費者物価指数への利用

◆各国の国内総生産（GDP）の実質比較を行うことを目的とした、国際比較プログラム（ICP）のための価格データの提供

◆学術研究及び民間企業等における物価に関する分析の際の基礎資料

など

３．他調査との重複

小売価格を調査する統計調査は小売物価統計調査のみとなっており、他調査との重複はない。

４．行政記録情報の利活用

小売価格は、行政記録情報から得られるものではないため、小売物価統計調査では利用しない。

５．事業所母集団データベースを利用した重複排除等

小売物価統計調査の対象店舗（事業所）は有意抽出となっており、事業所母集団データベースを利用した重複排除等は行わない。

また、履歴登録については、毎年５月に提出することを予定している。

参考

小売物価統計調査(構造編)の品目の選定基準

構造編は、動向編を補完することにより、地域別、店舗形態別及び銘柄別の物価構造を把握することを目的としているため、動向編の調査品目のうち、調査ごとに、次に掲げる基準の全てを満たすものを、構造編の調査品目とする。

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	ⅰ）動向編において通年調査をしている品目		
	ⅱ）天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	ⅲ）消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	ⅳ）継続的に円滑な価格取集が可能な品目		
個別基準	ⅴ）消費者の買い回りの範囲が狭い品目 ⅵ） 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	ⅶ） 店舗形態間の価格差があると判断される品目	ⅷ） 同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目

（ⅰ）の説明

経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。

（ⅱ）の説明

経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物））は除く。

（ⅲ）の説明

調査の効率上、直近の消費者物価地域差指数におけるウエイト（万分比）５以上を目安として品目を選定する。

（ⅳ）の説明

当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。

（ⅴ）の説明

地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する場合が多いと考えられる品目除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（消費者の買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。

(※)「買い回り」の範囲は、事務要領に定められている動向編において設定している以下の調査品目区分及び調査区分から判断する。「消費者の買い回りの範囲が狭い品目」とは、調査品目区分が以下のＡ又はＢに該当し、かつ、調査区分が無印又は①に該当する品目とする。

（調査品目区分）

動向編における「調査品目」は、消費者の購入行動、店舗間の価格差等を考慮して、品目ごとの価格設定の性格について、以下の６とおりに区分している。

Ａ：主として消費者が居住地区近辺で購入する品目で、地区間で価格差がみられる品目

Ｂ：主として消費者が各市町村の代表的な商業集積地、大型店舗等で購入する品目で、店舗間で価格差

がみられる品目
C：地区間又は店舗間での価格差が比較的小さい品目
D：都道府県又は市町村内で価格・料金が均一か又はこれに近い品目
E：全国又は地方的に価格・料金が均一又はこれに近い品目
S：調査区域を設けないで市町村内全域から調査する品目

（調査区分）
動向編では、「調査品目」の一部において、調査市町村に出回りがないものや継続的に価格が得られないものがある。そのため、調査市町村の人口規模等に応じた品目の出回り状況を考慮して、品目ごとの調査範囲について、以下の６とおりに区分している。
無印：全調査市町村（東京都区部を含む。）において調査する品目・銘柄
①：人口５万以上の調査市において調査する品目・銘柄
②：人口 15 万以上の調査市において調査する品目・銘柄
③：都道府県庁所在市において調査する品目・銘柄
④：都道府県全域において調査する品目・銘柄
⑤：全国全域において調査する品目・銘柄

（vi）の説明
動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

（vii）の説明
動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

（viii）の説明
動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

【資料3の参考】

平成28年7月26日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問第91号の概要

（小売物価統計調査の変更）

小売物価統計調査の概要

調査の目的

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）や、その他物価に関する基礎資料を得ること。

調査実施部局

総務省統計局消費統計課物価統計室

調査の概要

動向編

- 昭和25年６月から、月次の「小売物価統計調査」として開始
- 約550品目の商品やサービスの価格を調査し、品目ごとの小売価格を集計するとともに、消費者物価指数を作成
- 平成25年１月調査から、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（動向編）」に変更

構造編

- 昭和42年から５年周期の「全国物価統計調査」として開始
- 平成25年１月調査から「小売物価統計調査」に統合し、「小売物価統計調査（構造編）」として再編

（注）全国物価統計調査は、平成19年調査を最後に中止

調査名	対象事業所数	調査周期	調査品目
地域別価格差調査	約500事業所	隔月（奇数月調査）	56品目
店舗形態別価格調査	約1,000事業所	隔月（偶数月調査）	9品目
銘柄別価格調査	約15事業所	隔月（偶数月調査）	9品目

⇒ 調査結果は動向編の調査品目見直しにも活用

諮問の経緯及び審議のポイント

諮問の経緯

- 昨年度の統計委員会における諮問審議において、調査実施者から、調査品目の選定に係る「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」及び「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（いずれも、「基準」部分とその運用を示した「説明」部分とで構成されている。）が示され、その内容等を審議し、一部修正を求めるとともに、「選定基準に沿って適時・適切に選定する」旨が今後の課題として指摘されたところ（平成27年９月17日諮問第80号の答申）

- この指摘を踏まえた調査実施者による構造編の調査品目の見直しの作業過程で、説明部分の内容を詳細にすることが望ましいと考えられる部分があったため、選定基準の充実を図る観点から、該当する部分の追記を行いたいとしているもの

- 今回の追記について部会長とも調整した結果、今回の変更は基準そのものの変更ではないが、前回の諮問審議の際に基準部分と説明部分を一体的に審議していることから、その内容の適否等を確認することが必要との結論

審議のポイント

① 選定基準中の説明部分の追記が、実際の選定作業を踏まえた適切なものであるかどうかを確認（追記内容の詳細は、４頁参照。）
② 併せて、今回の品目変更が、選定基準に沿っているか確認

・地域別価格差調査　・・・・・「かまぼこ」を取りやめ、「豆腐」を新たに取り入れるなど、７品目の入替え

・店舗形態別価格調査　・・・「ビール」を取りやめ、「清酒」を新たに取り入れるなど、３品目の入替え

・銘柄別価格調査　・・・・・・・「家庭用ゲーム機」を取りやめ、「電気かみそり」を新たに取り入れるなど、３品目の入替え

現行の選定基準（構造編）

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	ⅰ）動向編において通年調査をしている品目		
	ⅱ）天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	ⅲ）消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	ⅳ）継続的に円滑な価格取集が可能な品目		
個別基準	ⅴ）消費者の買い回りの範囲が狭い品目 ⅵ）直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	ⅶ）店舗形態間の価格差があると判断される品目	ⅷ）同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目

（ⅰ）の説明　経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。
（ⅱ）の説明　経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物））は除く。
（ⅲ）の説明　調査の効率上、直近の消費者物価指数におけるウエイト（万分比）５以上を目安として品目を選定する。
（ⅳ）の説明　当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。
（ⅴ）の説明　地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する場合が多いと考えられる品目を除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（消費者の買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。
（ⅵ）の説明　動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。
（ⅶ）の説明　動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。
（ⅷ）の説明　動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

選定基準中の説明部分の追記

区分		基準	説明部分	
			現　行	修正案
共通基準		（ⅳ）継続的に円滑な価格取集が可能な品目	（ⅳ）の説明 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。	（ⅳ）の説明 ・ 当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。 **また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。**
個別基準	地域別価格差調査	（ⅵ）直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	（ⅵ）の説明 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	（ⅵ）の説明 ・ 動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、**価格差の要因が地域的な影響以外によるものが大きいと見込まれる品目を除いた上で、**価格差が大きい順に品目を選定する。
	店舗形態別価格調査	（ⅶ）店舗形態間の価格差があると判断される品目	（ⅶ）の説明 動向編の結果等で店舗形態別の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。	（ⅶ）の説明 ・ **スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。** ・ **中分類ごとに、**動向編の結果等で店舗形態**間**の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。